

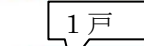
河内長野市立地適正化計画に係る届出制度の開始（平成 31 年 3 月 29 日）について

河内長野市では、立地適正化計画を策定し平成 31 年 3 月 29 日に公表を予定しています。

この計画が公表されると、これ以降に届出対象となる行為に着手する場合は、着手の 30 日前までに市長への届出が必要です。

※平成 31 年 4 月中に行為に着手する場合は、すみやかに届出をお願いします。

○まちなか居住集積区域（居住誘導区域）に関する届出対象行為

	開発行為	建築等行為
対象区域	まちなか居住集積区域（居住誘導区域）以外の区域	
対象行為	・ 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの ・ 届出の内容を変更する場合	・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合 ・ 届出の内容を変更する場合
	・ 3 戸以上の住宅建築を目的とする開発行為  届出必要 ・ 敷地面積 1300 ㎡で 1 戸の住宅建築を目的とする開発行為  届出必要 ・ 800 ㎡で 2 戸の住宅建築を目的とする開発行為  届出不要	・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合  届出必要  1 戸  3 戸 ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合  届出不要  届出必要 事務所 改築・用途変更 3 戸の住宅

○都市機能誘導施設に関する届出対象行為

	開発行為	建築行為	休止・廃止
対象誘導施設・区域	裏面参照		
対象行為	・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為 ・ 届出の内容を変更する場合	・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 届出の内容を変更する場合	・ 誘導施設を休止又は廃止する場合

○都市機能誘導区域及びまちなか居住集積区域（居住誘導区域）の確認方法

都市創生課窓口で確認できます。また、河内長野市のホームページの「トップページ→各課のページ→都市創生課→河内長野市立地適正化計画策定について」に掲載しています。

○問合せ先

河内長野市都市づくり部都市創生課計画指導係 TEL：0721-53-1111（内線 539・545）

○届出の対象となる誘導施設と都市機能誘導区域

届出が必要となる誘導施設と都市機能誘導区域の関係は下表の通りです。

都市機能誘導区域外で開発・建築等行為を行おうとする場合、または、都市機能誘導区域内であっても、開発・建築等行為を行おうとする施設が当該区域の誘導施設として設定されていない場合は、届出が必要です。また、各都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止・廃止する場合は、届出が必要です。区域ごとに、誘導施設の届出対象行為が異なりますのでご注意ください。

●：開発・建築行為をする際に届出が必要、◇：休止・廃止する際に届が必要

誘導施設		誘導施設の定義	都市機能誘導区域				都市機能誘導区域外
			行政 拠点	河内 長野 駅	千代 田駅	三日 市町 駅	丘の 生活 拠点
医療	地域医療支援病院	医療法第4条第1項の規定により、地域医療の充実と効率的な医療提供体制を確保するため、かかりつけ医を支援する機能を有する病院で、府知事の承認をえたもの	●	◇	●	●	●
	病院	医療法第1条の5に規定する病院（病床数二十以上）の内、内科・外科・形成外科・小児科・リハビリテーション科のいずれかを療科目としているもの	◇	◇	◇	◇	●
	休日急病診療所	医療機関の通常の診療時間以外において診療を行うため、市が医療法第1条の2第2項に基づいて設置する診療所	●	◇	●	●	●
福祉	社会福祉施設（総合相談等）	社会福祉法第109条に規定する社会福祉協議会が行う事業の用に供する施設	◇	●	●	●	●
	子育て支援センター	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設	◇	◇	◇	●	●
	子育て世代包括支援センター	母子保健法第22条に規定する施設	◇	◇	◇	●	●
教育・文化	専修学校・各種学校	学校教育法第124条、第134条に規定する学校	◇	◇	●	●	●
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	◇	●	●	●	●
	文化会館	市民文化の向上を目的とする施設であり、広く一般市民に利用される会議室、ホール等を備えるもの	◇	●	●	●	●
商業	商業施設（食品スーパー）	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、主に生鮮食料品を取扱うもの	◇	◇	◇	◇	●
	商業施設（総合スーパー・百貨店）	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、衣料品、日用雑貨、食料品等を取扱うもの	◇	◇	●	●	●
	金融機関	銀行法第2条に規定する銀行、両機信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫のうち、店舗窓口を有する形態の店舗（郵便局・J Aバンク除く）	◇	◇	●	●	●
その他	市民交流センター	市民の交流、文化・学習活動を推進することにより、生涯学習の振興を図り、市民の生活文化の向上および国際化に資するため市が設置する施設	◇	●	●	●	●
	交流施設	市民の交流の促進等を目的とする施設であり、広く一般市民に利用される会議室、ホール等を備えるもの	◇	◇	◇	◇	●
	健康増進施設	室内プール及びトレーニングジム、スタジオ等の室内運動施設を有する会員制の施設	●	●	◇	●	●
	観光案内所	来訪者に対し市内の観光に関する相談、情報の提供を行うための施設	◇	●	●	●	●
	まちなか広場	誘導施設等の利用者の利便性を高め、オープンカフェや広場など、にぎわいやゆとりの創出に寄与する空間	◇	●	●	◇	●